工 事 仕 様 書

工事名称　　宮浦公園パーゴラ更新工事

工事場所　　三原市宮浦二丁目

工事内容　　宮浦公園のパーゴラ更新工事
【工事概要】
・木製ルーバーの撤去・新設工事
・鉄骨梁の撤去・新設工事
・柱のタイル劣化部分の補修工事

準　則　　公共建築工事標準仕様書(建築工事編), 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編),
建築物解体工事共通仕様書(国土交通省官房官庁営繕部監修・最新版) に基づき施工する。

関係法令等　　この工事に当たっては, 次の関係法令その他に基づいて施工する。
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 同施行令, 同施行規則
・労働安全衛生法, 同施行令, 同施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・大気汚染防止法
・その他関係法令

工事保険等　　受注者は, 本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。

疑義変更　　本設計図書は, 設計の大要を示すものであり, 詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義を生じた場合, または軽微な変更を必要とする場合には, 速やかに係員と協議し, 監督員の指示により施工すること。ただし, これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類　　施工に先立ち, 工事工程表, 仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し, 監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については, 当該商品又は同等品を使用するものとし, 同等品を使用する場合は, 監督員の承諾を受けるものとする。また, 設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工　期　　本工事は請負契約締結の後, 令和2年3月26日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

そ の 他
・入札前に必ず現地確認し入札を行うこと。
・本工事は公園を利用しながらの施工を想定している。よって, 公園利用者等へ工事の影響を最小限とするよう, 騒音, 振動及び粉塵等の対策に最大限配慮した施工方法を採用すること。
・工事期間中は付近交通の安全を図ると共に, 必要な場合には交通整理誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のため, 必要に応じて監督員の指示する範囲に, バリケード等を設置すること。また, 苦情等発生した場合にはこれに対応すること。
・施工箇所周囲の備品, 機器等の養生, 清掃等については十分にこれを行うこと。
・要求の確保に必要な仮設は工事に含むものとする。
・工事に必要な電気・水等は, 受注者で準備すること。

・工事に支障を及ぼす雨水，湧き水，たまり水等は，適切な排水溝，集水枡等を設けポンプ等により排水する。ただし，予想外の出水等により施工上重大な支障を生じた場合は，監督員と協議すること。
・各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし，あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は，この限りではない。
・以下の設計図面は，A2版をA3版に縮小している。（縮小率約70.7％）

宮浦公園パーゴラ更新工事

A　建築主体工事図面目録		
00	表紙・目次	—
01	建築改修工事特記仕様書(1)	—
02	建築改修工事特記仕様書(2)	—
03	配置図・付近見取図・工事概要	1:800
04	平面図（改修後）・梁伏図（改修後）	1:100
05	屋根伏図（改修前・後）	1:100
06	支柱展開劣化図	1:50
07	部分詳細図	1:10

有限会社　元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号
一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

工事名：	図面名：	縮尺：	査図： 部長： 課長： 主任： 担当：	日付：	図番：
宮浦公園パーゴラ更新工事	表紙・目次	— A2版：100% A3版：70%		R１年	A — 00

Ⅰ．工　事　概　要

１．工事名称　宮浦公園パーゴラ更新工事　　仕　様　書
２．工事場所　三原市宮浦二丁目
３．敷地面積
４．構造規模

５．工事種目
６．別途工事
７．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後，次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
（１）公共事業労務費調査…工事に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
（２）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（３）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（４）かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内

８．公衆災害防止措置
（１）工事に際し，工事関係者以外の第三者の生命，身体及び財産の危機，並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（２）上記について，「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
９．現状復旧
工事に際し，隣接建物等に損傷を与えた場合は，速やかに現状復旧を行うこと
１０．主要資材等
（１）主要資材を購入しようとする場合は，極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし，予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（２）当該工事に使用する砂については，海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（３）この工事の施工に際し，やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は，原則として広島県内にまたる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ．建築改修工事仕様

１．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２８年版）【平成２８年３月改定】」（以下，「改修標準仕様書」という。）による。
図面，本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成２８年版）【平成２８年６月30日改定】」以下，「標準仕様書」という。）による。
２．特記仕様
（１）項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は⊙印のついたものを適用する
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
⊙印と ※ 印のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（４）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は，全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（５）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（６）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
一般共通事項	①	適用基準等	⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ⊙建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ⊙建築工事公衆災害防止対策要綱　⊙建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ⊙建築工事安全施工技術指針　⊙再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
	２	電気保安技術者 ［１．３．３］	※適用する
	③	工事実績情報の登録 ［１．１．４］	受注者は，受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。
	④	施工条件 ［１．３．５］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　） ・資機材置場　（※図示　・　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	⑥	発生材の処理等 ［１．３．１２］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　⊙建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （１）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること
ただし，建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理すること（原則，県内処分）
（２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き，再資源化に要する費用（単価）は変更しない
（３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物理立税が課税されるので適正に処理すること。なお，広島県産業廃棄物理立税は見込んでいる

章		項　目	特　記　事　項
一般共通事項	７	建設発生土	※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 搬出場所 ※当該工事により発生する建設発生土は，「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議するものとする
	８	環境への配慮 ［１．４．１］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （４）（１）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	⑨	材料の品質等 ［１．４．２～５］	材料・機材等の品質及び性能 （１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整材	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

章		項　目	特　記　事　項
一般共通事項	１０	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	⑪	施工数量調査 ［１．５．２］	調査範囲　※外壁（庇，笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は既存の防水層、シーリング材充填部、とい、笠木等及び下地の劣化状況を確認する。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
	１２	調査のための破壊部分の補修 ［１．５．３］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
	１３	技能士 ［１．６．２］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	・樹脂接着剤注入工事作業 ・左官作業 ・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工 ガラス用フィルム施工	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業 ・建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り 建築大工 建築板金 左官 内装仕上施工 表装	・タイル張り作業 ・大工工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業 ・左官作業 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁装作業
耐震改修工事	とび 鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工	・とび作業 ・鉄筋組立作業 ・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業 ・構造物鉄工作業

章		項　目	特　記　事　項
			環境配慮改修工事　配管　・建築配管作業 路面表示施工　・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業 造園　・造園工事作業
一般共通事項	１４	化学物質の濃度測定 ［１．６．９］	（１）図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （２）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス，ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （３）保温材，断熱材，緩衝材については，ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （４）塗料，壁紙，仕上塗材，合板，接着剤等で屋内に面するものについては，ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （５）屋内に面して用いる材料は，上記（２）～（４）に適合した上で，揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め，（１）の規定を満たすこと
	１５	中間技術検査 ［１．７．２］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	⑯	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （１）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （２）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分，その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分，及びその他監督職員が指示する箇所は，Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：１部 （３）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向，主要箇所，主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　部　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （４）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は，施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （５）保管 工事写真のネガ・データは，受注者において工事完成後２年間保管すること
	⑰	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 完成図の種類（※全て　・　） 完成図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　.⊙普通紙　※　トレーシングペーパー　・　不要 完成図　二つ折製本（・Ａ１版　部　・Ａ２版　部　・Ａ３版　部） 完成図は原則として原図にて修正を行い、施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお，１８　電子納品で対象工事である場合は，加えて電子成果品を　２部提出すること ・型式台帳 型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
	１８	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは，「調査，設計，工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは，「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については，「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが，「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上，電子化の是非を決定する また，成果品提出の際には，ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	１９	工事中情報共有システム	（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする （４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合，協力しなければならない
	⑳	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	２１	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	２２	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	㉓	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　32　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
	㉔	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	㉕	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は，労働安全衛生法第３０条第２項に基づき，当該工事について，同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは，本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	㉖	実施工程表 ［１．２．１］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし，工事全体を把握して作成し，監督職員の承諾を受ける
	㉗	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	㉘	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
	・塗装	年	
⊙鉄骨梁、木製ルーバー施工保証		２　年	

章		項　目	特　記　事　項
仮設工事	①	足場その他 ［２．２．１］ ［表２．２．１］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・内部足場の種別　・設置する（※脚立、足場板等　・　）　・設置しない ・外部足場の種別　⊙設置する（※枠組足場　⊙移動足場　）・設置しない ・外部足場の防護シート　・設置する（※メッシュシート　・防音シート）　・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 ・Ｃ種のエレベーター（　　） ・Ｄ種の階段（　　）
	②	既存部分の養生 ［２．３．１］	養生方法　※ビニルシート、合板等による ・固定された家具等（備品，机，ロッカー等）の移動　※行う（図示） ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による ・既存ブランド、カーテン等の養生　養生方法　※取外し再取付　・ 保管場所　※構内既存施設内　・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	３	仮設間仕切り ［２．３．２］	仮設間仕切り及び仮設扉の設置個所　・図示 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の表面材　※石こうボード　・合板 Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない Ａ種のグラスウール等の充填材 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材２号３２Ｋ厚５０㎜） ・行わない 仮設扉　（・木製　・　　）
	４	監督職員事務所 ［２．４．１］	・　設けた　㎡程度　※設けない ※現場に常備する備品等は現場説明書によるほか、監督職員の指示により設置する ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する　規模（　　㎡　）
	⑤	工事用水	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償） ※利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設　・利用できる（※有償　・無償） ※利用できない
	⑦	工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	８	出入口養生	※行う（ベニヤ等）　・行わない
	９	セキュリティー設備	既設設備の取り外し，取り付けを行う
	⑩	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（　１　）人／日 ・常時配置　（　　）人／日 ・（　　）作業期間　（　　）人／日
乾式改修工事	１	降雨等に対する養生方法	※改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による。 ・
	２	既存防水の処理	既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 露出防水層表面の仕上塗装除去　・行う（・M4AS　・M4AS1　・M4C　・M4D1　・L4X） ・行わない
	３	既存下地補修	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示
	４	アスファルト防水 ［３．１．４］ ［３．２．６］ ［３．３．２～５］	POS工法及びPOSI工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置　※改修標準仕様書3.2.6(d)(3)(vii)①～③による　・ 屋根保護防水 防水層の種別

工　法		施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・レンガ押え
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２ ・Ｂ－３				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		(材質) ※JIS A 9511による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き)又はJIS A 9511による4種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板3種b(ｽｷﾝあり) 厚さ　※25mm ・50mm	※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ等を平織りしたﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ(70g/㎡程度)	
・Ｐ１ＢＩ ・ＴＡＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２ ・ＢＩ－３				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ　※水下　80mm以上
床タイル張り　※水下　60mm以上
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原材料等を主原料として，板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ：±10%、-5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		－
曲げ強さ・曲げﾓｰﾒﾝﾄ(N・cm)（ｽﾊﾟﾝ50cmにおける単位幅1cmあたりの曲げﾓｰﾒﾝﾄ）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時(試験サイクル数)	400以上(300)	320以上(200)	250以上(300)
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		曲げ強さ、モーメント凍結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと	質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと	
剛性(E×I)スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性		－	－	80000N・cm²以上

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名：宮浦公園パーゴラ更新工事	図面名：建築改修工事特記仕様書（１）	縮尺：－ A2版：100% A3版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付：Ｒ１年	図番：Ａ － 01	

4－1　外壁改修工事（共通事項）

1　可とう性エポキシ樹脂
［４．２．２］

品質性能等
比重：表示値±０．１０、押出し性：６０秒以下
スランプ：３mm以下、加熱減量：５%以下
引張強さ：
常温物性１．０Ｎ／mm² 以上、低温性１．０Ｎ／mm² 以上、加熱劣化１．０Ｎ／mm² 以上
伸び：常温物性３０%以上、低温性３０%以上、加熱劣化３０%以上
引張接着性　最大引張応力：常温物性１．０Ｎ／mm² 以上
破断時の伸び：常温物性１０%以上
(1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(2)対象とする被着体を浸さず、かつ周囲を汚損しないこと。
(3)常温・常湿（温度5～35℃、湿度45～85%）において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。
（試験方法）
1）試験室の状態：試験室は、特に指定のない限り、標準状態とする。
標準状態とは、JIS K 7100「プラスチック-状態調節及び試験のための標準雰囲気」の5（標準雰囲気の級別）に規定する標準雰囲気2級［温度23±2℃ 湿度（50±10）%］をいう。
2）押出し性　：JIS A 6024(2015)「建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂」の5.12押し出し性試験）による。
3）スランプ　：JIS A 6024の5.10（スランプ試験B法）による。
4）引張接着性：JIS A 6024の5.15（引張接着性試験）による。
5）引張特性　：JIS A 6024の5.19（引張特性試験C法）による。
6）加熱減量　：JIS A 6024の5.27（加熱減量試験B法）による。
7）密度　　：JIS A 6024の5.29（密度）による。

2　ポリマーセメントモルタル
［４．２．２］

品質性能等
だれ　下がり量：５mm以内、表面状態：ひび割れの発生が無いこと。
曲げ強さ：６．０Ｎ／mm² 以上、圧縮強さ：２０．０Ｎ／mm² 以上
接着性　標準時：１．０Ｎ／mm² 以上、湿潤時：０．８Ｎ／mm² 以上、低温時０．５Ｎ／mm² 以上
透水性：裏面ぬれ、水滴の付着がないこと
(1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(2)ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質がないこと。

3　パテ状エポキシ樹脂
［４．２．２］

品質性能等
初期硬化性（標準）：２．０Ｎ／mm² 以上、接着強さ（標準）6.0N/mm² 以上
圧縮強さ：50.0N/mm² 以上、曲げ強さ：30N/mm² 以上、硬化収縮率：3.0%以下
(1)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(2)対象とする被着体を浸さず、かつ周囲を汚損しないこと。
(3)常温・常湿（温度5～35℃、湿度45～85%）において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。
（試験方法）
1）試験室の状態　：試験室は、特に指定のない限り、標準状態とする。
標準状態とは、JIS K 7100「プラスチック-状態調節及び試験のための標準雰囲気」の5（標準 雰囲気の級別）に規定する標準雰囲気2級［温度23±2℃、湿度（50±10）%］をいう。
2）接着強さ　：JIS A 6024(2015)「建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂」の5.13（接着強さ試験A法）による。
3）曲げ強さ　：JIS A 6024の5.21（曲げ強さ試験B法）による。
4）圧縮強さ　：JIS A 6024の5.22（圧縮強さ試験A法）による。
5）硬化収縮率：JIS A 6024の5.25（硬化収縮率試験）による。
6）初期硬化性：JIS A 6024の5.28（初期硬化性試験）による。

4　エポキシ樹脂モルタル
［４．２．２］

品質性能等
接着強さ：1.0N/mm² 以上　　圧縮強さ：20.0N/mm² 以上
曲げ強さ：３日後の値　１０Ｎ／mm² 以上
(1)こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
(2)均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(3)「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
(4)形状に異常がなく、だれが生じないこと。
(5)常温・常湿（温度5～35℃、湿度45～85%）において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。
（試験方法）
1）試験室の状態　：試験室は、特に指定のない限り、標準状態とする。
標準状態とは、JIS K 7100()「プラスチック-状態調節及び試験のための標準雰囲気」の5（標準雰囲気の級別）に規定する標準雰囲気2級［温度23±2℃、湿度（50±10）%］をいう。
2）だれ　　：JIS A 6024(2015)「建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂」の5.11（だれ試験）に
3）接着強さ：JIS A 6024の5.14（接着強さ試験B法）による。
4）曲げ強さ：JIS A 6024の5.20（曲げ強さ試験A法）による。
5）圧縮強さ：JIS A 6024の5.23（圧縮強さ試験B法）による。

5　ポリマーセメントスラリー
［４．２．２］

品質性能等
注入試験：拡がり速さ３cm／ｓ以上、粘調係数０．５～１．０
保水試験：保水係数０．３５～０．５５
長さ変化試験：長さ変化率３%以下（収縮）
引張接着強さ：０．５Ｎ／mm² 以上（２８日材齢）
曲げ強度：５．０Ｎ／mm² 以上（２８日材齢）
吸水率：１５%以下（７２時間）
劣化曲げ強さ：５．０Ｎ／mm² 以上

6　吸水調整材
［４．２．２］

標準仕様書４．２、表４．２．２による

7　既製調合モルタル
［４．２．２］

モルタル下地とたたイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
品質性能等
保水率：７０%以上
単位容積質量：1.8kg/L以上
接着強さ：標準時　0.6N/mm² 以上、温冷繰り返し後　0.4N/mm² 以上
長さ変化率：0.2%以下
曲げ強さ：4.0N/mm² 以上
試験方法
イ）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算し、所定量の試料とする。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の9.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
ロ）保水率
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定するみがき板ガラス（ 縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、（１）で調製した試料を平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、１mmの単位まで測定する。
試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100　　（注）　50：リング型わくの内径　mm
ハ）単位容積質量
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

4－1　外壁改修工事（共通事項）

ニ）標準時の接着強さ
1．適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B（規定）及び推奨仕様B-1に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形のⅠ類（施ゆう）「50角ユニットタイル（外のりり法約300mm×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.9付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全てが0.6N/mm² 以上）
2．適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B（規定）及び推奨仕様B-1に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形のⅠ類（施ゆう）「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
ホ）温冷繰返し後の接着強さ
（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せさした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±2℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を１サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0.4N/mm² 以上）
ヘ）長さ変化率
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
ト）曲げ強さ
JIS A6916「建築用下地調整塗材」7.11 曲げ強さ試験に準ずる。

4－4　外壁改修工事（タイル張仕上げ外壁）

1　タイル張替え工法用材料
［４．２．２］

（下記以外は４－２コンクリート打放し仕上げ外壁、及び４－３モルタル塗り仕上げ外壁による）
タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法	再生材料の適用	吸水率による区分うわぐすり				役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	あり	なし	標準	特注	あり	なし		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		

当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること
耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法-第12部:耐滑り性試験方法）で規程する C.S.R値は0.4～1.0とする。
役物の使用箇所

内　装	出隅　天端	
外　装	出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）	

・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）

②　ひび割れ部改修工法
［４．１．４］
［４．２．２］
［４．５．５、６］

※タイルを撤去して改修　（撤去後の補修はタイル部分張替え工法による）
※樹脂注入工法　　・Uカットシール材充てん工法
⊙タイルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法

3　欠損部改修工法
［４．１．４］
［４．２．２］
［４．５．５、６］

・タイル部分張替え工法
（欠損部の面積が０．２５ｍ　／箇所以下の場合及び下地モルタルがある場合）
接着材の種類　※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　　位置　※改修標準仕様書表4.5.1による
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
シーリング材の種類　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系
伸縮調整目地その他の目地　　※変成シリコーン系　・

④　浮き部改修工法
［４．１．４］
［４．２．２］
［４．５．５、６］

⊙アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付　・　　）
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・
アンカーピン　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの

注入口付アンカーピン　※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・タイル部分張替え工法
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　　位置　※改修標準仕様書表4.5.1による
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系
伸縮調整目地その他の目地　　※変成シリコーン系　・

5　目地改修工法
［４．１．４］
［４．５．１６］

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法　位置及びｓ寸法　※図示

6　外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

Ｄ－２’　タイル面アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法　［標仕４．５．９］

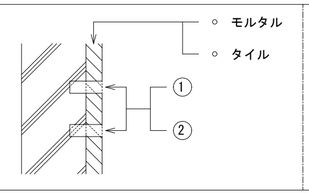

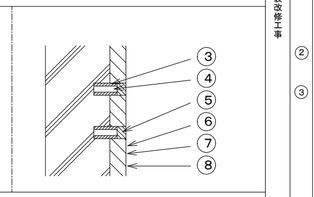

①穿孔　一般部　16　ヶ所
指定部　25　ヶ所
②孔内エアー清掃　一般部　16　ヶ所
指定部　25　ヶ所
③エポキシ樹脂注入　一般部　16　ヶ所
指定部　25　ヶ所
④ステンレスピン挿入　一般部　16　ヶ所
指定部　25　ヶ所
⑤穿孔跡埋戻し　［パテ状エポキシ樹脂］一般部　16　ヶ所
指定部　25　ヶ所
⑥サンダーケレン
⑦高圧水洗浄（１５０～２００kg／ｃ㎡）
⑧セメント系下地調整材コテ塗り（１～２mm程度）

参考数量：①一般部分：
②指定部分：
③峡幅部：

①一般部分標準グリッド（２５０×２５０）
（指定部以外の部分）

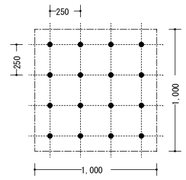

③峡幅部
（幅２００mm以下で帯状に剥離していない幅の狭い箇所）

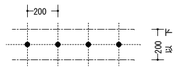

● アンカーピン固定部

②指定部分標準グリッド（２００×２００）
（見上げ面、ひさしのはな、まぐさ隅角部分等）

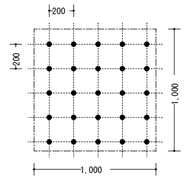

7　塗装改修工事

1　材料
［７．１．３］

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする（・　　）

②　既存塗膜の除去
［７．２．１］

塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の３０%

③　下地調整
［７．２．１～７］

	塗替え	新設	ひび割れ部の補修
木部	（※ＲＢ種　・　）	（・ＲＡ種　・ＲＢ種）	
鉄鋼面	（※ＲＢ種　・　）	（※ＲＡ種　・　）	
亜鉛めっき鋼面	（※ＲＢ種　・　）	（※ＲＡ種　　）	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	（※ＲＢ種　・　）	（※ＲＣ種　　）	
モルタル面、プラスター面	（※ＲＢ種　・　）	（・ＲＡ種　・ＲＢ種）	（・行う　・行わない）
コンクリート面（DP以外） ALCパネル面	（※ＲＢ種　・　）	（※ＲＡ種　・　）	（・行う　・行わない）
コンクリート面（ＤＰ）、押出成型セメント板面	（・　　）	（※ＲＡ種　・　）	（・行う　・行わない）
せっこうボード面、その他ボード面	（※ＲＢ種　・　）	（・ＲＡ種　・ＲＢ種）	

④　錆止め塗料塗り
［７．３．２～３］

塗　装　面			塗　料	工　程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	※Ａ種⊙常温亜鉛めっき	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G	塗替え	※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面見え掛り	※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	※Ｂ種	※Ｂ種　・
亜鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※Ａ種　・	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面	※Ａ種　・	※Ａ種　・
	EP-G	塗替え	※Ｃ種	※Ｃ種　・
		新規鉄鋼面	※Ｃ種	※Ａ種　・

⑤　仕上げ塗料塗り
［7.4.2～7.15.2］

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り （ＳＯＰ） 塗料の種別　※1種　・2種	木部外部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部内部	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
・クリアラッカー塗り　（ＣＬ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）	屋内木部	表７．６．１	
	鉄鋼面	表７．６．２	
	亜鉛めっき鋼面	表７．６．３	
・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り （ＮＡＤ）	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面 ・モルタル面	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
⊙耐候性塗料塗り　（ＤＰ） 上塗り等級 ・1級 ・2級 ・3級	鉄鋼面 上塗り ・１級 ・２級 ⊙３級	・Ａ種　・Ｂ種 ⊙Ｃ種	※Ａ種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り ・１級 ・２級 ・３級	・Ａ種　・Ｂ種 ・Ｃ種	※Ａ種
	コンクリート面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－２種 ・Ｂ－２種 ・Ｃ－２種
	押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種	・Ａ－２種 ・Ｂ－２種 ・Ｃ－２種
・つや有り合成樹脂エマルション ペイント塗り （ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	※Ｂ種　・	※Ａ種
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	プラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り （ＥＰ）	塗装面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	コンクリート面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	プラスター面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り （ＥＰ－Ｔ）	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面 モルタル面 プラスター面 せっこうボード面	・Ａ種　※Ｂ種 ・Ｃ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り　（ＵＣ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・ラッカーエナメル塗り　（ＬＥ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種
・オイルステイン塗り　（ＯＳ）	木部		
・木材保護塗料塗り　（ＷＰ）	木部	・Ａ種　※Ｂ種	・Ａ種　※Ｂ種

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　※１種　・
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・
・高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　・ＲＡ種　・ＲＢ種　・ＲＣ種
塗料その他　JISK5675（屋根用高日射反射率塗料）２種　等級　・１種　・２種　・３種
塗付け量は、塗料製造所の仕様による

有限会社　元廣建築設計事務所
一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号
一級建築士登録 第 85366 号
元 廣 清 志

工事名：	図面名：	縮尺：	査図： 部長： 課長： 主任： 担当：	日付：	図番：
宮浦公園パーゴラ更新工事	建築改修工事特記仕様書（２）	－ A2版：100% A3版：70%		Ｒ１年	Ａ － 02

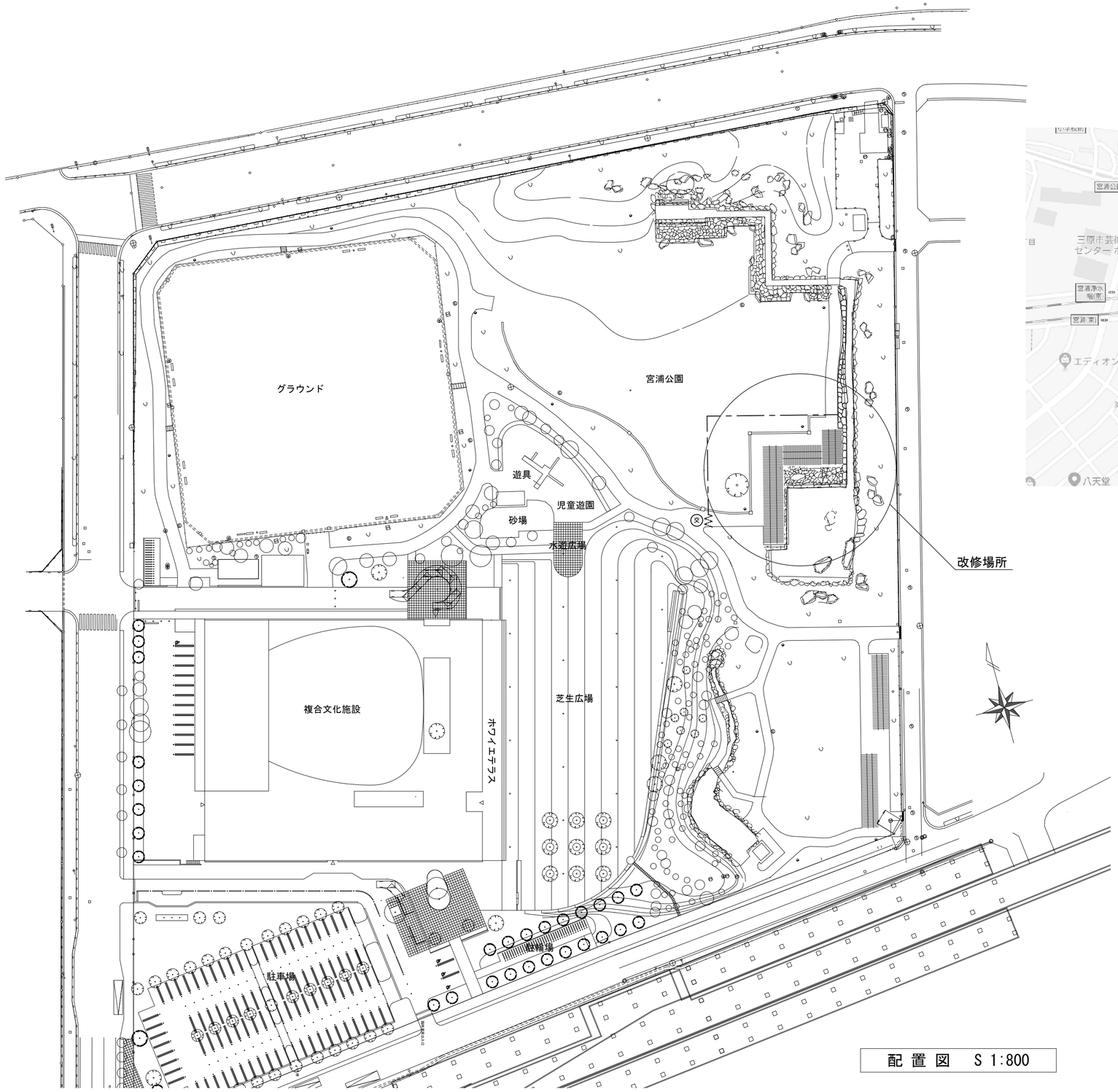

配 置 図　S 1:800

改修場所：広島県三原市宮浦二丁目

付 近 見 取 図

工 事 概 要

工事名：宮浦公園パーゴラ更新工事
工事場所：三原市宮浦二丁目

工事範囲：1）　木製ルーバーの撤去・新設
　　2）　鉄骨梁の撤去・新設
　　3）　柱のタイル劣化部分の補修

凡例

——— — ———　…仮囲い（成形鋼板：H=3.0m）を示す

　　…キャスターゲート(W3,000×H1,800)を示す

　　…交通誘導員（大型車両搬入時）を示す

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 宮浦公園パーゴラ更新工事	図面名： 配置図・付近見取図・工事概要	縮尺： 1:800 A2版：100% A3版：70%	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付： R１年	図番： A － 03

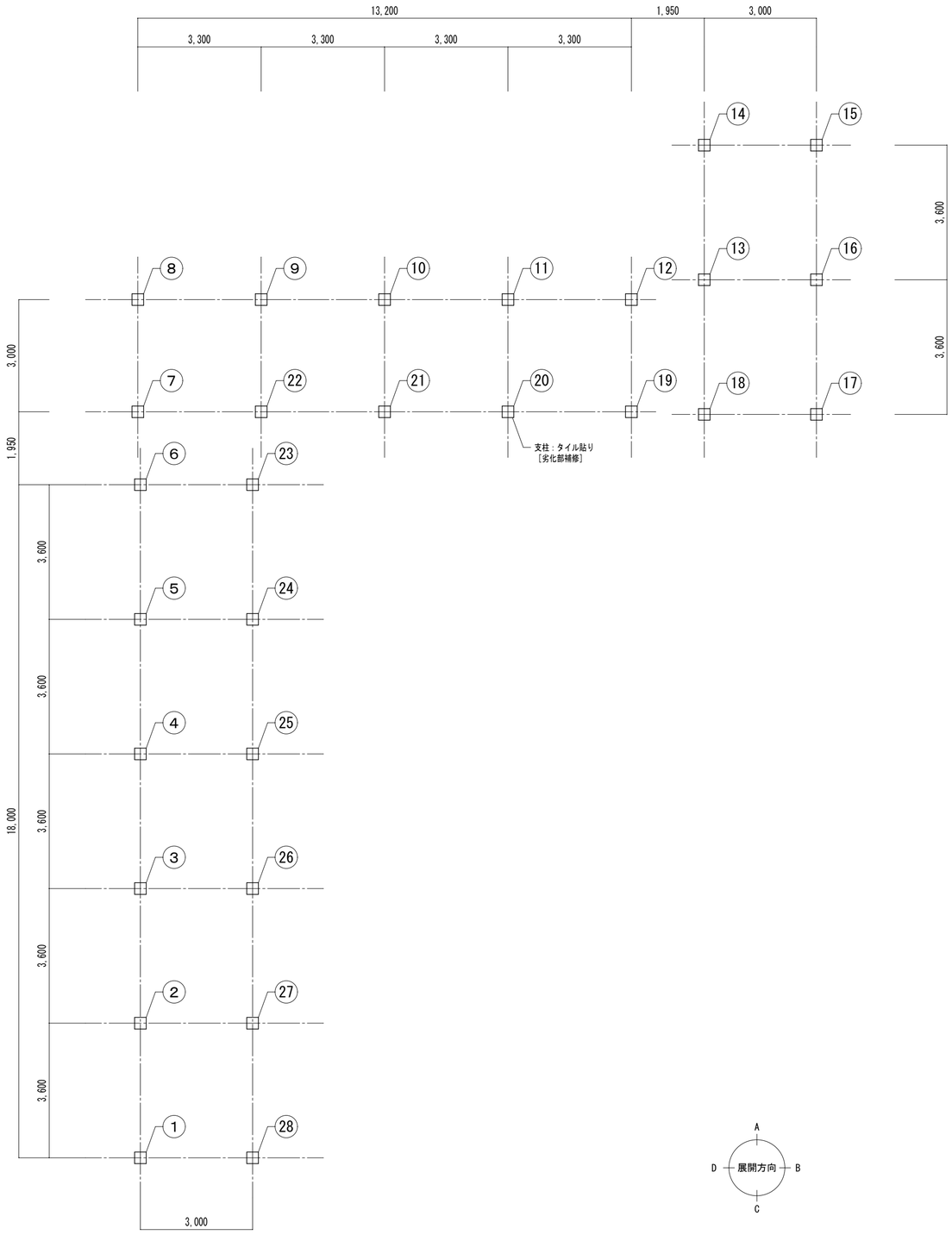

平面図（改修後）　S 1:100

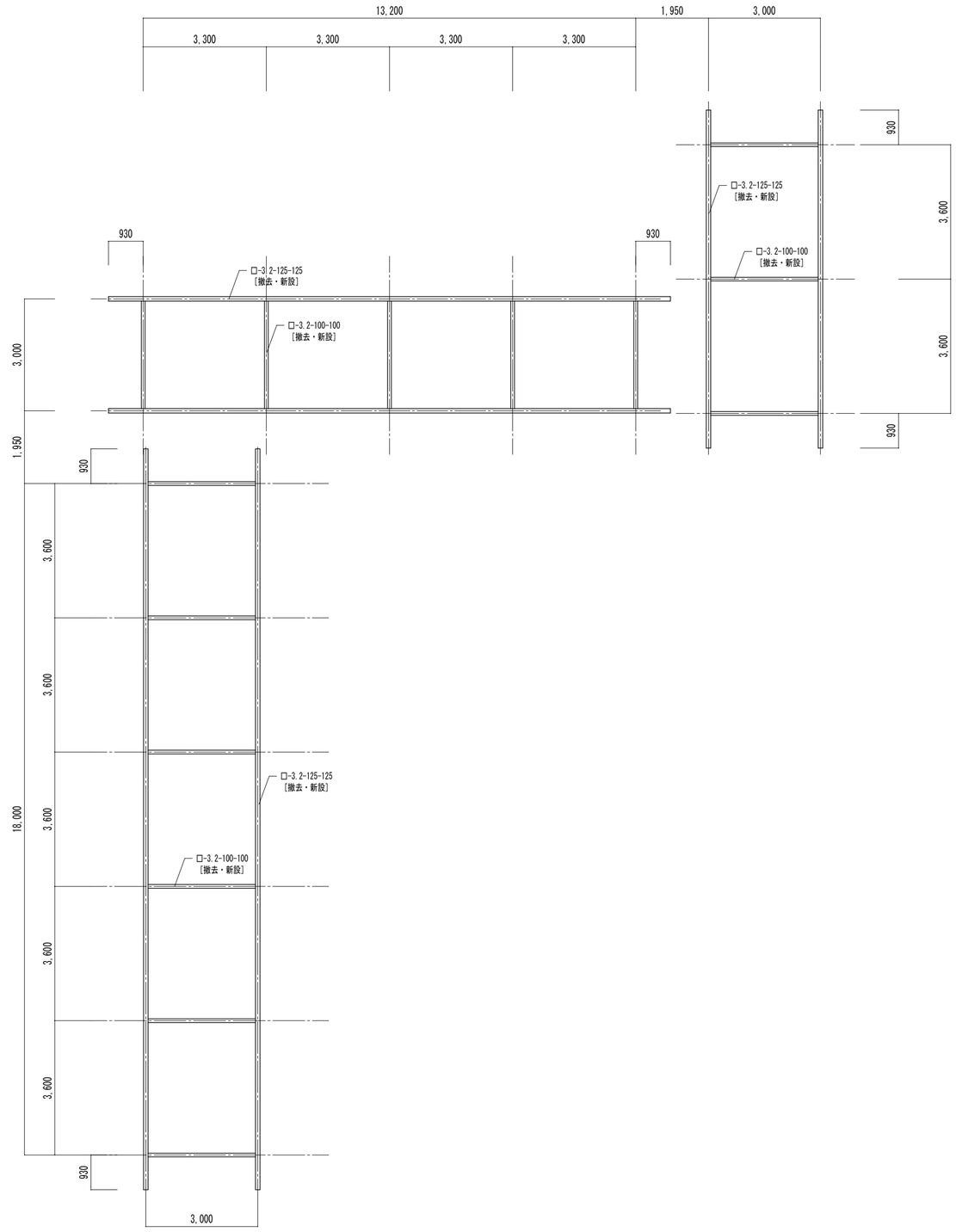

梁伏図（改修後）　S 1:100

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 宮浦公園パーゴラ更新工事	図面名： 平面図（改修後）・梁伏図（改修後）	縮尺： 1:100 A2版：100% A3版：70%	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付： Ｒ１年	図番： Ａ － 04

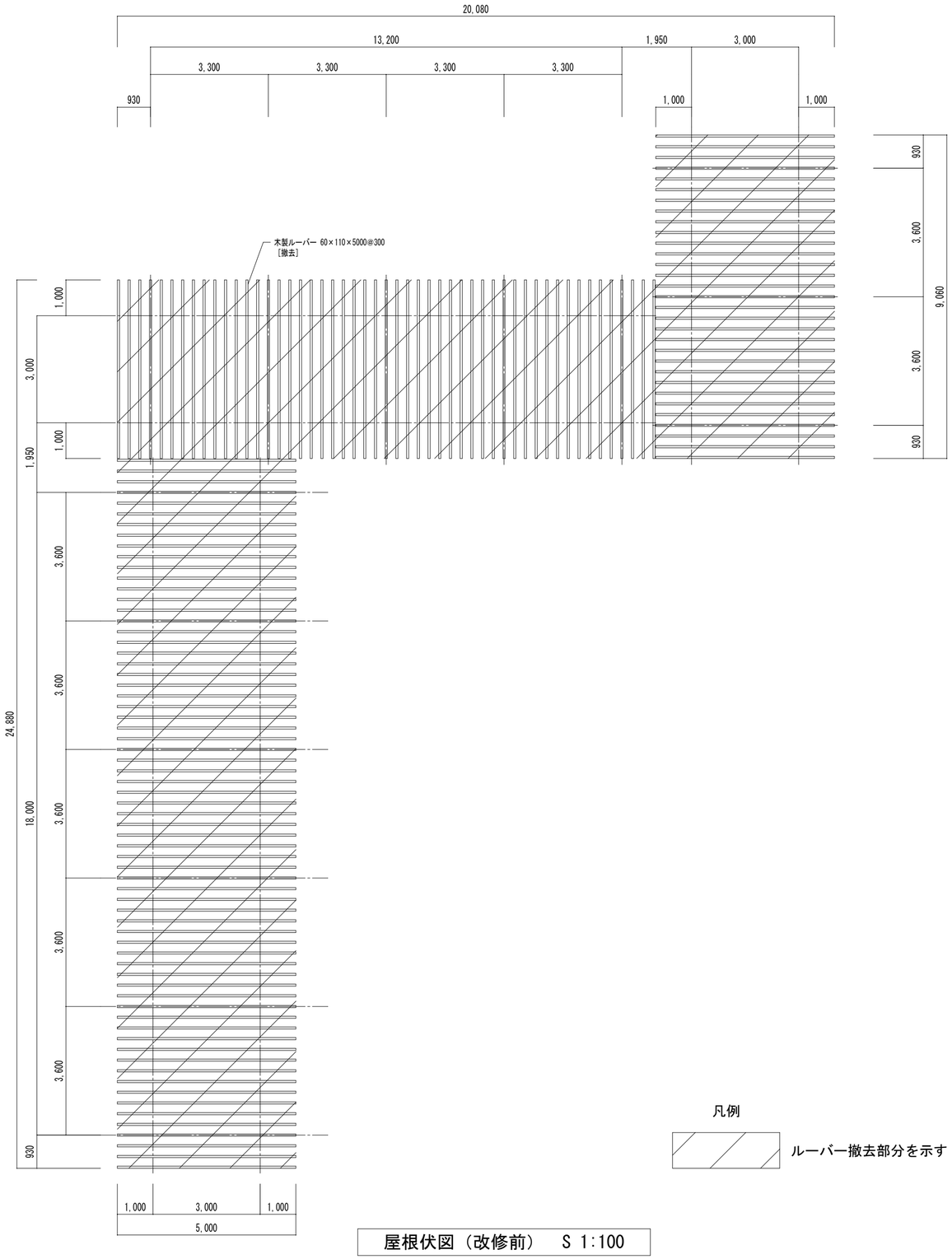

凡例

ルーバー撤去部分を示す

屋根伏図（改修前）　S 1:100

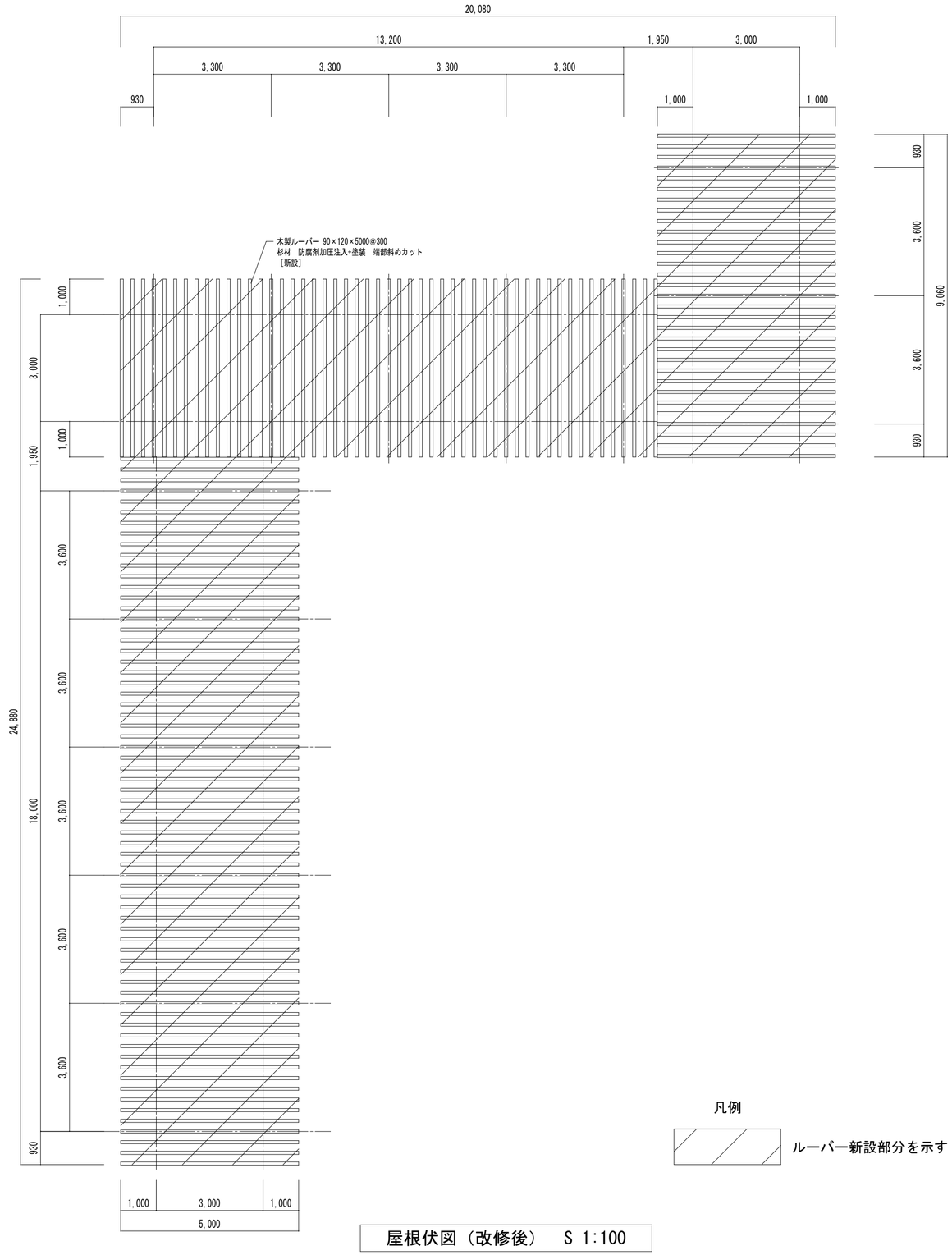

凡例

ルーバー新設部分を示す

屋根伏図（改修後）　S 1:100

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 宮浦公園パーゴラ更新工事	図面名： 屋根伏図（改修前・後）	縮尺： 1:100 A2版：100% A3版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： R１年	図番： A － 05

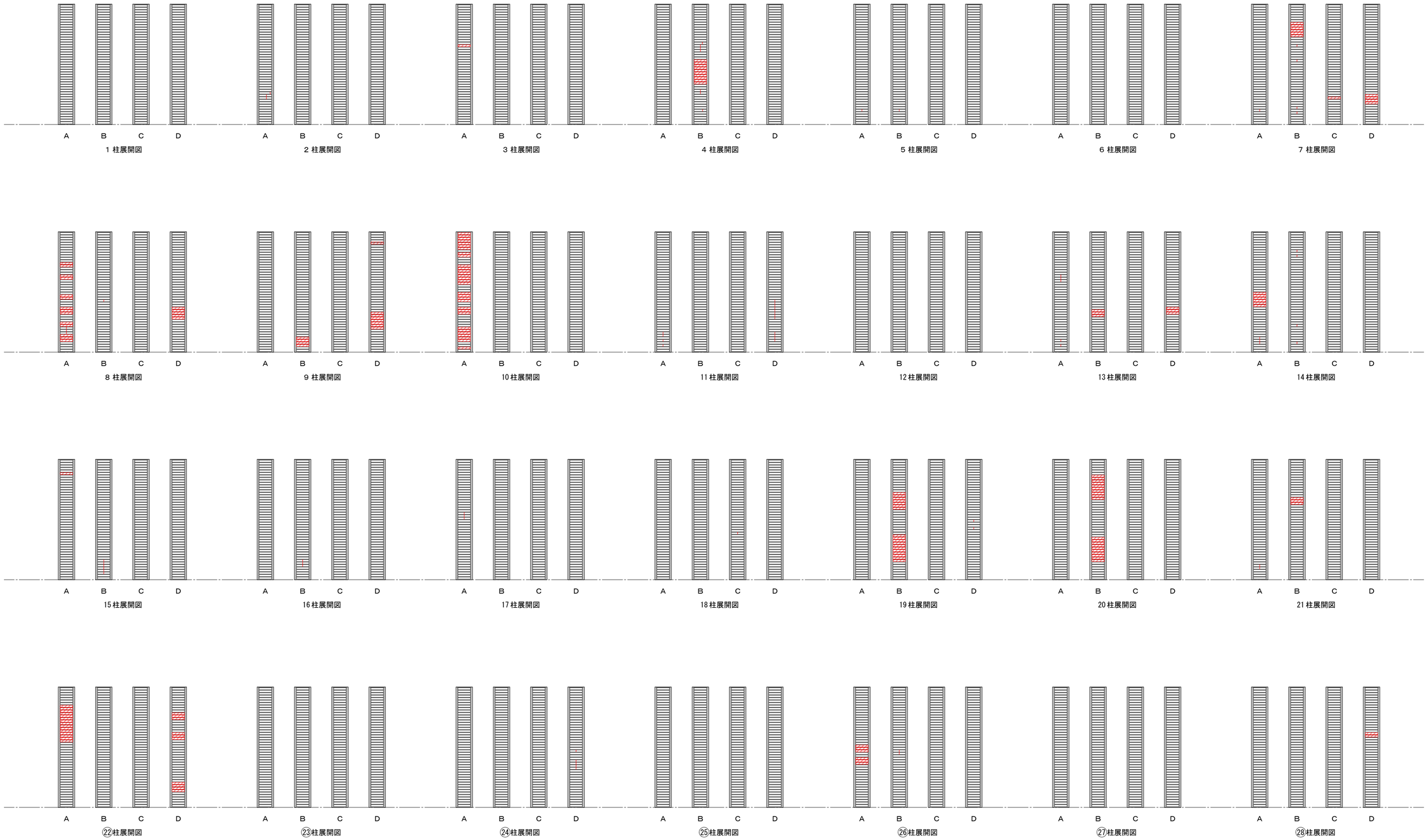

支柱展開劣化図　S 1:50

凡例
…D-2' タイル浮（注入）部分を示す
…タイルひび割れ部分を示す

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 宮浦公園パーゴラ更新工事	図面名： 支柱展開劣化図	縮尺： 1:50 A2版：100% A3版：70%	査図：	部長：	課長：	主任：	担当：	日付： R１年	図番： A － 06

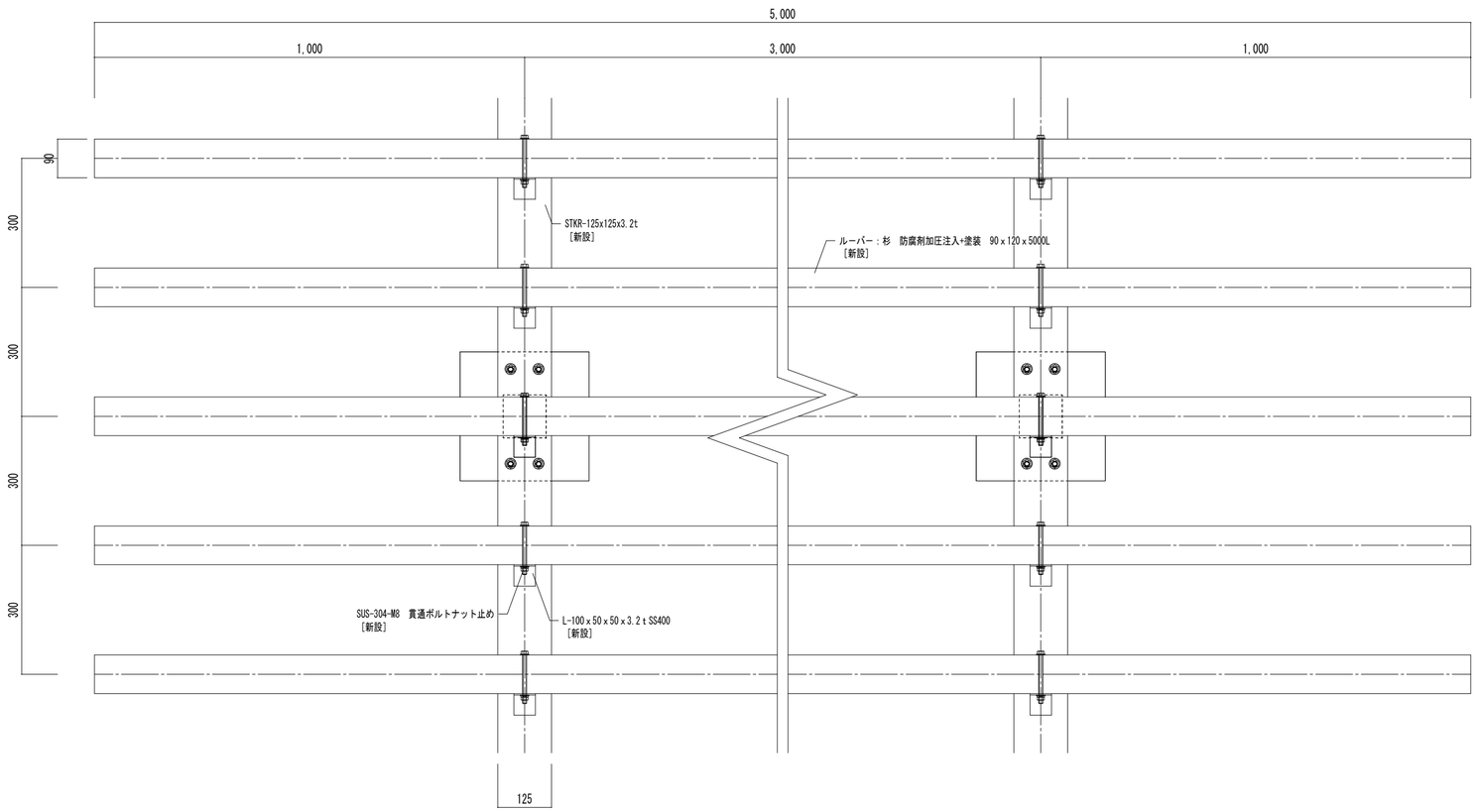

平面詳細図（改修後）　S=1:10

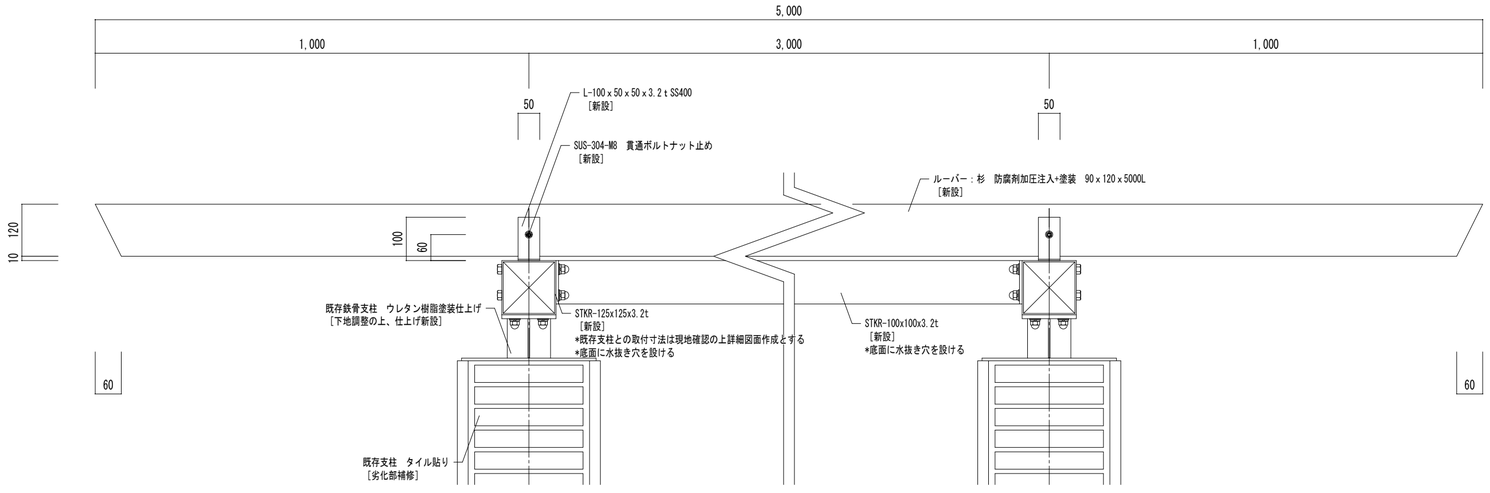

立断面詳細図（改修後）　S=1:10

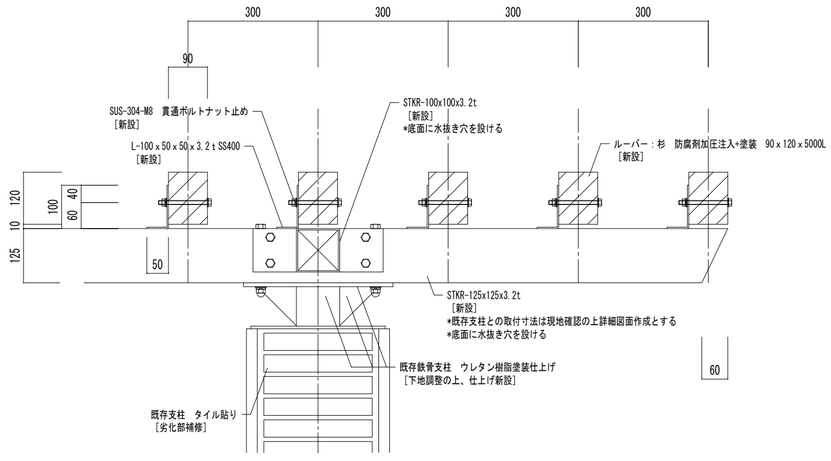

側断面詳細図（改修後）　S=1:10

特記事項

＊ スチール材は溶融亜鉛メッキ後ウレタン樹脂塗装仕上げとする。

＊ 鋼材の塗装色は現場監督員と協議の上決定すること。

＊ 木材は杉材を使用しマイトレックACQ防腐注入を施す。

＊ 既存支柱と新規桁材の固定方法は現地寸法等確認の上現場監督員の承諾の上製造すること。

＊ 新規桁材のジョイント方法や割付等について承認図面作成の上製作すること。

＊ ISO9001認証取得企業の管理・製造品とする。

＊ 製造物責任法(PL法)に対応した保険加入品とする。

＊ 国土交通省が品質確保の重要性に基づき登録した公園施設の点検・診断を適正に
実施・管理統括できる技術資格保有者（公園施設製品安全管理士）の管理・製造品とする

有限会社　元廣建築設計事務所 一級建築士事務所広島県登録 18(1) 第 0951 号	一級建築士登録 第 85366 号 元 廣 清 志	工事名： 宮浦公園パーゴラ更新工事	図面名： 部分詳細図（改修後）	縮尺： 1：10 A2版：100% A3版：70%	査図：　部長：　課長：　主任：　担当：	日付： R１年	図番： A － 07

数量参考書

工　事　名　称　　宮浦公園パーゴラ更新工事

工　事　場　所　　三原市宮浦二丁目

［工　事　概　要］

用途, 構造, 面積	パーゴラ
工　事　範　囲	建築工事一式
別　途　工　事	無し
工　　期	契約締結日の翌日　～　令和2年3月26日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》

〈内　　訳〉

区　　分		概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費	1	式		
契約保証費	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 ％
工事費	1	式		

工事種別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
【種目】1	1	式		
計				

【種目】1

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
外壁改修	1	式		
塗装改修	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

【種目】1

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設		1	式		
計					
外壁改修	撤去	1	式		
外壁改修	タイル補修	1	式		
外壁改修	鉄骨梁	1	式		
外壁改修	木材ルーバー	1	式		
塗装改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

【種目】1　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
養生		1	式			別紙 00-0002
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
移動足場	H=2.0m　存置1ヶ月	4.	台			
計						

【種目】1　外壁改修　撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
既存パーゴラ撤去		1	式			別紙 00-0017
計						

【種目】1　外壁改修　タイル補修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
施工数量調査	目視，打診等	1	式			別紙 00-0016
タイル補修	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	114.	穴			
タイルひび割れ補修		2.9	m			
整理清掃後片付け(外壁改修)	外部壁タイル洗い	75.3	㎡			
計						

【種目】1　外壁改修　鉄骨梁

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
鉄骨梁	溶融亜鉛メッキ+ウレタン樹脂塗装 100×100×3.2ｔ×L79750 運送費、据付費を含む	1	式			
固定ボルト類	鉄骨・ルーバー固定用	1	式			
計						

【種目】1　外壁改修　木材ルーバー

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
木材ルーバー	杉材　防腐材加圧注入+塗装 90×120×L5000 運送費、据付費を含む	149.	本			
端部切下げ加工	45度程度	149.	本			
ルーバー固定用 ﾌﾞﾗｹｯﾄ	L-50×100×4.0ｔ	1	式			
計						

【種目】1　塗装改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
下地調整 改修仕様	鉄鋼面 RB種(塗替え面)	4.2	㎡			
錆止め塗料塗り 改修仕様	鉄鋼面(屋内外) 工程C種　塗料A種 現場2回塗り　下地別途(塗替え面)	4.2	㎡			
ＤＰ塗り 改修仕様	鉄鋼面　工程C種　塗料C種3級 錆止別途 下地別途(塗替え面)	4.2	㎡			
計						

【種目】1　発生材処理　運搬

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材運搬	木くず（伐根・伐採材除く）	4.5	m3			
発生材運搬	金属くず	1.67	t			
計						

【種目】1　発生材処理　処分

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	木くず（伐根・伐採材除く）	4.5	m3			
発生材処分	ｽｸﾗｯﾌﾟ鉄くずH2	1.67	t			
計						

【種目】1　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
養生		1	式			別紙 00-0002
養生	一 般	220.	㎡			
計						
整理清掃後片付け		1	式			別紙 00-0003
整理清掃 後片付け	一 般	220.	㎡			

【種目】1　外壁改修　撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
既存パーゴラ撤去		1	式			別紙 00-0017
特殊作業員		15.	人			
普通作業員		15.	人			
世話役		5.	人			
トラッククレーン	2ｔ級　2.9ｔ吊	5.	日			
計						

【種目】1　外壁改修　タイル補修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
施工数量調査	目視，打診等	1	式			別紙 00-0016
施工数量調査 (外壁改修)	ﾀｲﾙ･ﾓﾙﾀﾙ塗替改修	75.3	㎡			
計						